

IPアドレス等料金に対する 消費税増税の対応について

報告概要

- 2017年4月1日より、消費税率を現在の8%から10%に変更することが予定されています。
- これに伴い、JPNICのIPアドレス、AS番号等の各料金にかかる消費税についても同様に、現在の8%から10%に変更することを予定しています。
- なお、消費税を含まない金額(本体価格)は、従来のまま変更はありません。

本件は本体価格の変更ではなく、会員およびIPアドレス管理指定事業者、そしてJPNIC自身への影響は軽微であるため、総会決議事項とされる「法人の運営に関する重要な事項」には該当しないと判断し、理事会決議による報告事項とさせていただきます。

増税対応する料金と金額の表示例

	本体価格	現行表示 (消費税8%)	改定後表示 (消費税10%)
契約料	250,000円	270,000円 (うち消費税20,000円)	275,000円 (うち消費税25,000円)
IPアドレス維持料			
IPv4 /24の場合	50,000円	54,000円 (うち消費税4,000円)	55,000円 (うち消費税5,000円)
IPv4 /16の場合	407,865円	440,494円 (うち消費税32,629円)	448,652円 (うち消費税40,787円)
IPv6 /32の場合	84,500円	91,260円 (うち消費税6,760円)	92,950円 (うち消費税8,450円)
AS番号維持料	50,000円	54,000円 (うち消費税4,000円)	55,000円 (うち消費税5,000円)
移転手数料	80,000円	86,400円 (うち消費税6,400円)	88,000円 (うち消費税8,000円)
追加発行手数料			
カードリーダー	4,762円	5,143円 (うち消費税381円)	5,238円 (うち消費税476円)
資源管理カード	9,524円	10,286円 (うち消費税762円)	10,476円 (うち消費税952円)

増税対応にあたって改定する規則、規約等

■ 規則、規約

- IPアドレス割り当て等に関する規則
- プロバイダ非依存アドレス割り当て規則
- 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約
- AS番号割り当て規約

■ 技術文書

- IPv4アドレス移転申請手続き(JPNIC契約組織間の移転用)
- IPv4アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織からJPNIC契約組織への移転用)
- 電子証明書を用いた申請者認証について(IPアドレス管理指定事業者用)

■ Webページ

- 費用について <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/member/fee.html>
- IPアドレス維持料 <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/member/fee-table-2012.html>
- AS番号の申請について <https://www.nic.ad.jp/ja/ip/asnumber.html>

スケジュール

2016年6月17日	総会にて消費税増税(10%)への対応に関する報告
2017年 1月11日	改定した規則、規約、技術文書の公示
2017年 4月 1日	消費税率10%施行 改定した規則、規約、技術文書の施行 消費税率10%対応した維持料の算出、請求

消費税増税が予定通りに施行されなかった場合の対応について

- **実施時期や税率等、今後変更が生じた場合は、状況に応じて適宜理事会の判断によって対応します。**
 - 実施時期が2017年4月以降となる場合は、再度規則、規約の改定手続き、理事会承認を経て、あらためて総会にてご報告いたします。